

2004年4月26日

大分県知事広瀬勝貞 様

特定非営利活動法人 おおいた市民オンブズマン 理事長 河野聡・瀬戸久夫

事務局 〒870-0047 大分市中島西1-4-14 市民の権利ビル2階 TEL・FAX
097-534-8104

連絡先 〒874-0947 別府市浜脇2-11-11 副理事長 永井敬三 TEL・FAX
0977-23-6561

質問書

本年3月16日付で、「監査委員に県警の監査を要求するよう求める申し入れ書」を提出し、貴職から4月8日付で文書回答をいただきました。

つきましては、当該回答の内容について不明の点があり、以下に質問いたします。

1. 回答1.について

「監査委員による監査の結果、是正または改善を要するものとして指摘された事項は認められてはいません。」とありますが、捜査報償費について監査委員による監査を実施したことはありますか。

2. 回答2.について

「監査委員による監査の実施にあたっては、犯罪捜査に支障がない範囲で領収書の確認、捜査幹部への聞き取り等も実施されており適正な監査が行なわれていると考えています。」とありますが、犯罪捜査に支障がない範囲での領収書の確認とは、捜査報償費の支払い先個人名を確認したうえで、実在する人物であるか、また実際に支払われているかなどを確認していないのではないですか。また、聞き取りについても幹部ではない現場の捜査員を対象に、真実が自由に語られる条件下において実施されてはいないのではないですか。

3. 前記2項を踏まえたうえで、なお従来の監査によって適正であると判断するならば、その根拠を示してください。

以上の3項目について、5月21日までに当法人連絡先の副理事長あてに文書回答をいただきたく、よろしく願い申し上げます。以上